

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

本事業は、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、窃盗事件、前兆事案等の街頭における各種犯罪の発生を1件でも減らすことを目的として取り組む事業であることから、指標を設定することは困難である。

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

防犯カメラ設置地区における刑法犯認知件数や、前兆事案の発生件数により把握できる。

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	本事業は、街頭防犯カメラ設置に伴う犯罪等の抑止を目的としている。いまだ子供や女性に対する声掛けや街頭における性犯罪などの発生は後を絶たないことから、県民の安全と安心を確保するため、本事業を継続して推進する必要がある。
----	---	----	--

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	街頭防犯カメラ設置地区における刑法犯認知件数は、令和5年は増加に転じたものの、前年までは着実に減少しており、犯罪の総量抑止に効果が現れている。地域住民から「安心感がある。」などの声も聞かれ、一定の有効性が認められる。
----	---	----	--

（判定基準） a：有効性が高い(達成率が100.0%以上) b：一定の有効性がある(a、c以外の場合) c：有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	b	理由	犯罪の発生状況を分析し、必要性の高い場所に街頭防犯カメラを設置することで、犯罪を抑止し県民の安全と安心な暮らしにつながる。令和5年は、限られた予算で最大限効果が発揮できるよう地区を選定して50台設置することができた。
----	---	----	--

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回結果	A
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

街頭防犯カメラ整備事業は、各種犯罪の発生を抑止することを目的としており、県民の安全で安心な暮らしを守るために必要であり、その防犯効果は高く、県民からの街頭防犯カメラの設置に関する要望は多い一方で、設置に伴う費用、維持管理費、場所の選定などの課題がある。

(2) 今後の対応方針

犯罪の発生状況等を分析し、設置場所の選定等を検討している。また、自治体や施設管理者等に対し、犯罪の予防のために必要と認められる場所に街頭防犯カメラの設置について働き掛けを継続し、安全で安心を実感できる社会の実現を目指す。

6 事後評価

(1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	理由

(判定基準) a : 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b : 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c : 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	理由

(判定基準) a : 効率性が高い b : 一定の効率性がある c : 効率性が低い

(3) 総合評価

判定

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--